
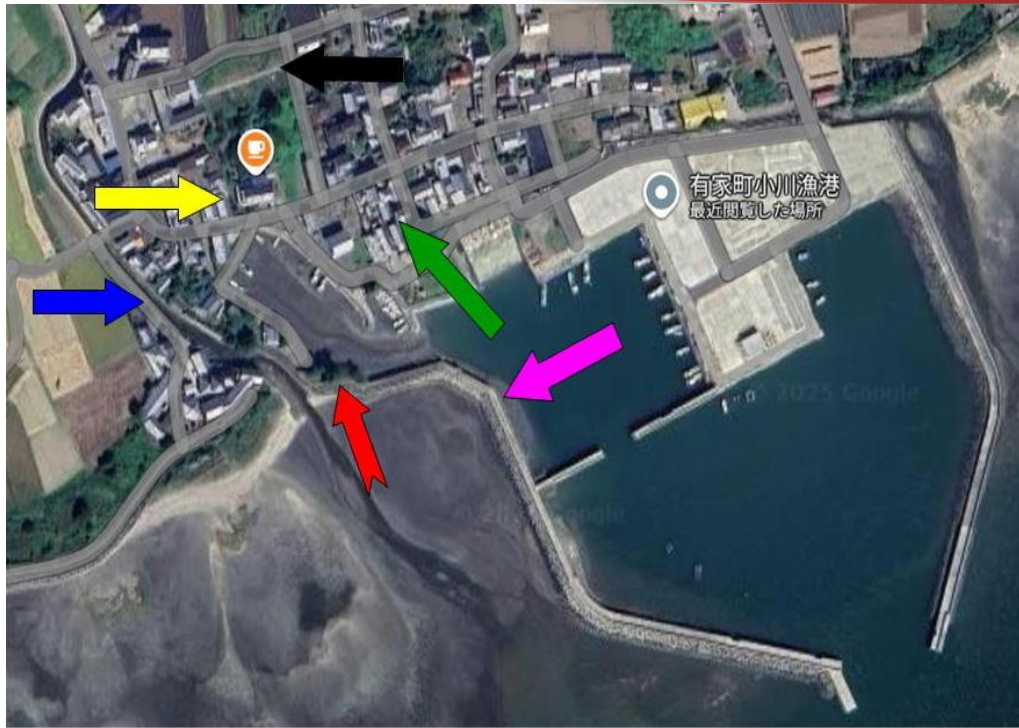


# はじめにおことわり

- 私は、田舎に生まれ育ちましたので、方言で、しゃべります。話があっちこっちさまよう上に、上手ではありません。
  - よって、聴きづらいかも知れません。
  - PCや機器の操作も中途半端です。
  - 加工も化粧もさせておりません。
  - 解説には成っていないかもしれません。
- 
- おんぶ(に)だっこ
- だが、プレゼンターは、とびっきりよくできていますので、出前教室・出張講座・研修会・講演会を開催されるときのヒントくらいには成るかも知れません。
  - お呼びくださり対面にて体験されたら、全身真っ白い犬です。尾も白い。
  - では、ごゆっくり ご訪問ください。

みなさん こんにちは

# シニア遊友サロン



そろばんを持つ恵比寿さん(さんのんさん)



〇〇〇くらしの総合相談所 〇〇 〇〇

# 「ちょうちんがまわりまわって」

(数社の新聞に掲載された内容)

- ここに来れば小中学校時代の夏休みの行事を思い起こす。8月の初めになれば、小学校の時は中学校の先輩と一緒にリヤカーを引いて麦藁を農家にもらいに行く。「精霊まねきに使うけん、ワラをわけてください。」  
「小屋の2階にあるけん持って行ってよか。」の声であらそって2階にのぼり積めるだけ積んだ。
- 防波堤の入口の松林にある恵比寿さん(そろばんを持った珍しい恵比寿で有名)の周りに積む。その頃は子どもも多かったので、次々と運び込まれてくる。ちょうちんを持って13日の夕方には、港の船を守る長い防波堤に藁を等間隔に並べてゆく。火は燃え上がり、わらたばの先端を燃やして



「精霊ござれ(帰ってこられました。)明日の晩もござれ」と沖に向かって叫びながら振り回すが、熱さのあまり海に飛び込む。片手に火のついた藁束を持って片腕で泳いで叫ぶ。

家に帰ると縁先に提灯を吊してある。14日も同じようにする。仏壇の両側にも提灯を吊し、15日の夜には提灯をお墓に灯す。

夜が更けて精霊船に乗って引き潮と共に帰って行かれる。私は、提灯が道先案内の役目として、家の入口から仏壇、そしてお墓から精霊船と幼いながらも提灯がまわりまわっていると、気づいたことを今でも記憶している。

何時しか母の横で仏壇の前に座るようになった。



# 1. 民生委員・児童委員とは

## ●地域福祉をサポートする身近な相談相手です

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。(全国に23万人)

地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える方や、障害のある方・高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。**地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役をされています。**



(政府広報オンライン([記事のURL])より引用)

## 2. 保護司とは

●法務大臣から委嘱され、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から地域社会に戻ってきたとき、スムーズに社会復帰を果たすことができるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める犯罪予防活動を行っています。

全国で約47000人が活躍されています。犯罪や非行のない、安全安心な社会の実現のために取り組んでおられます。

(法務省([記事のURL])より引用)



### 3. 人権擁護委員とは

●人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をされています。

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。

人権擁護委員は、約14,000人が法務大臣から委嘱され、全国の各市区町村に配置されて、積極的な人権擁護活動に取り組んでおられます。

(法務省([記事のURL])より引用)



## 4. 行政相談委員とは

●総務大臣から委嘱され、役所の仕事に関する苦情、行政の制度・運営の改善についての意見・要望などを受け付けたり、相談者に助言を行ったり、関係機関に対する改善の申し入れなどをされています。

現在、全国各地に約5,000人（各市区町村に少なくとも1人以上）が活動しており、令和5年度（2023年度）は13万5,545件の相談を受け付けました。

これらの活動（行政相談）については、最寄りの総務省行政相談センター「きくみみ」にお問合せ下さい。



（政府広報オンライン（[\[記事のURL\]](#)）より引用）

## 5. 人権擁護委員のおしごと

### ● 人権とは・・・

しあわ

みんなが**幸せに生きるための 権利**

う

も

みんなが**生まれながらに持っている 権利**

じぶん

たいせつ

**自分だけではなく、だれにとっても大切なもの**

☆ 人権擁護委員は、人権を守(まも)り、  
人権の大切さを、広める仕事をしてい**ます**

# 6. 人権関係の法律

## (1) 日本国憲法

### 第11条(基本的人権)

第12・13条(公共の福祉)

第14条(平等権) 法の下(もと)の平等

第15条(参政権)

第19条～(自由権)

第25条～(社会権)

(2) 刑法

(国と個人)

(3) 民法

(個人と個人)



## 7. このようなとき、罪になるの？ 何罪？

(1)「あいつは、受け入れがたい」「関わりづらい」

●侮辱罪(1年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金  
又は拘留若しくは科料に処する)

(2)「あいつは、不倫している」

●名誉毀損罪(3年以下の拘禁刑又は50万円以下罰金)

親告罪(被害者が本人による告訴)

(3)「顔を殴ったら赤くなった」

●暴行罪(2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金、  
又は拘留もしくは科料に処されます)

(4)「口論と成り足を蹴ったら、足の骨が折れた」

●傷害罪(15年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)

(5)「土下座して謝れと強制し、させた」

●強要罪(3年以下の拘禁刑)



# 8. 人の一生と人権侵害(誕生から高校生)



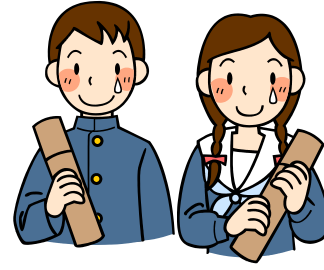
赤ちゃん



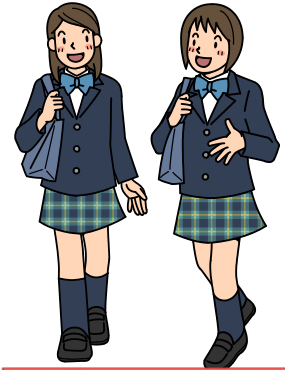
保育・幼稚園



小学生



中学生



高校生

・ネグレクト  
(育児放棄)

SNS (誹謗中傷) ・いじめ  
め・差別

ヤングケアラー

虐待 (ぎゃくたい)

デートDV

・高校生は在学中に成人 (18歳)  
・選挙権・契約・結婚・消費者トラブル



# 9. 人の一生と人権侵害(成人から現在)

●高校から進学・就職 ⇒ 結婚 ⇒ 子育て・  
育児・教育 ⇒ 在職勤務 ⇒ 退職 ⇒ 現在



・ワンオペ育児・育児休暇

・マタハラ・パタハラ

・SNS (誹謗中傷)

・DV・虐待・ハラスメント

・虐待・差別



・悪徳商法

・特殊詐欺

・終活サポート



# 10. 定義

## シニア虐待の定義

### ◆虐待の種類◆

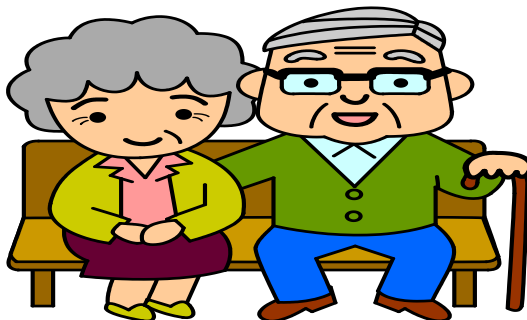
身体的

心理的

介護・世話の  
放棄や放任  
(ネグレクト)

性的

経済的




# 11. 養護者やシニヤが発するSOSサイン

## 養護者の場合

- シニアを訪ねても会わせてもらえない
- シニアの話題を避けようとする
- 介護疲れの様子がうかがえる
- シニアの悪口を言う
- 介護について愚痴をこぼすことがある
- 介護について相談する人がいないようだ

## シニアの場合

- あざや傷があるのに尋ねてもあいまいな返事をする
- 衣服が汚れている。
- 髪の毛が乱れている
- 話をしても視線を合わせない
- 長時間一人で徘徊している
- 養護者の悪口を言う
- あまり外出しなくなった  
(外で見かけなくなった 

## 12. 相談・通報のポイント

◆虐待の相談・通報は匿名で行うこともできます

◆分かる範囲で構わないので、次のような情報を伝えてください。

- 気づいたり、発見した日時

- シニアやその家族の情報

(分かっているならば、氏名、年齢、住所など)

- 虐待おそれがあると思った状況

(誰が、どのような事をしているのか気づいたことなど)

※虐待の相談・通報は、本人や家族の同意を得ずに行うことが可能です。



# 13. こんなハラスメント、知っていますか？

## ●カラレモンハラ

★レモンをかける

## ●ゼクハラ

★結婚要求・ゼクシィ

## ●ネンハラ

★年収いくら

## ●モラハラ

★無視や暴言で精神的苦痛

## ●トリハラ

★とりあえず

## ●ネットハラ

★SNS恋人募集  
★許可なく写真

## ●エイハラ

★年齢による差別

## ●バレハラ

★チョコ要求

## ●オカハラ

★土産渡さない

## ●カスハラ

★悪質クレーム  
★利用者による嫌がらせ

## ●ヤメハラ

★退職申し出後

## ●ホワハラ

★上司の過剰な配慮

# 1. 食と長寿食材 ①パン・麺・粉物②ご飯③玄米

## 2. 料理して長生きする。

- ①買い物 ②準備 ③調理 ④味付け ④盛り付け  
⑤創造(新しいレシピや味を考案) ●健康管理・会話・空気

## 3. 身の回りは毒だらけ お皿に愛を盛るか、毒を盛るか

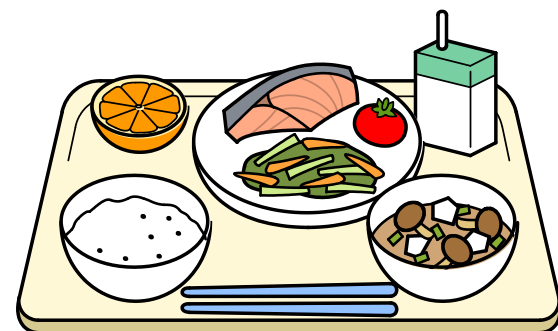
◆子どもごはんをちゃんと準備できない  
仕事とはどんな仕事ですか。

## 4. しあわせとは

①ちゃんと3食 朝昼晩 食べられること

②ゆっくり 眠れる場所があること

③しっかり自分を見守ってくれる人が周りにいること



# ●何か困ったことはありませんか。要望は



手すり・階段・公衆  
風呂・トイレ・坂道

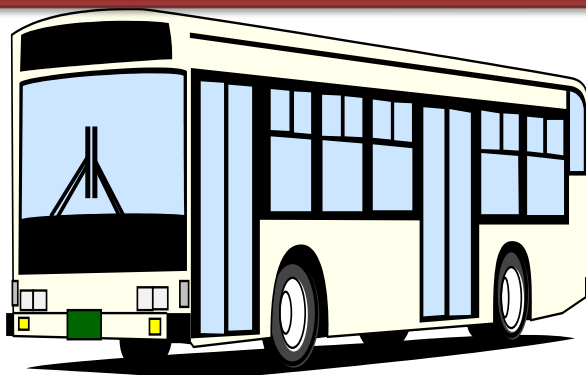


外灯・防犯灯



自転車専用道路

バス・コミバス



バス停の屋根



# 〇〇町担当

困った時にはお気軽に



〇〇〇〇委員

〇〇〇〇委員



# ● 高齢者虐待相談先

## (1) 市区町村

高齢福祉の窓口

## (2) 地域包括支援センター

## (3) その他の相談窓口

● 全国の法務局

● お住まい近くの人権擁護委員

● 保健所、保健センター

● 民生委員・児童委員

● 警察・交番

・ #9110



# ●人権機関への相談方法●

- ◆女性の人権ホットライン(0570-070-810)
- ◆子どもの人権110番(0120-007-110)
- ◆外国語人権相談ダイヤル(0570-090-911)
- ◆みんなの人権110番 0570-003-110
- ◆ネット相談

インターネット人権相談

検索

クリック

24時間365日

- ◆全国市区町村にいる法務省 人権擁護委員
- ◆全国の法務局 ○○地方法務局 ○○支局



きょうは これで  
おしまい



みなさん ありがとうございました📢